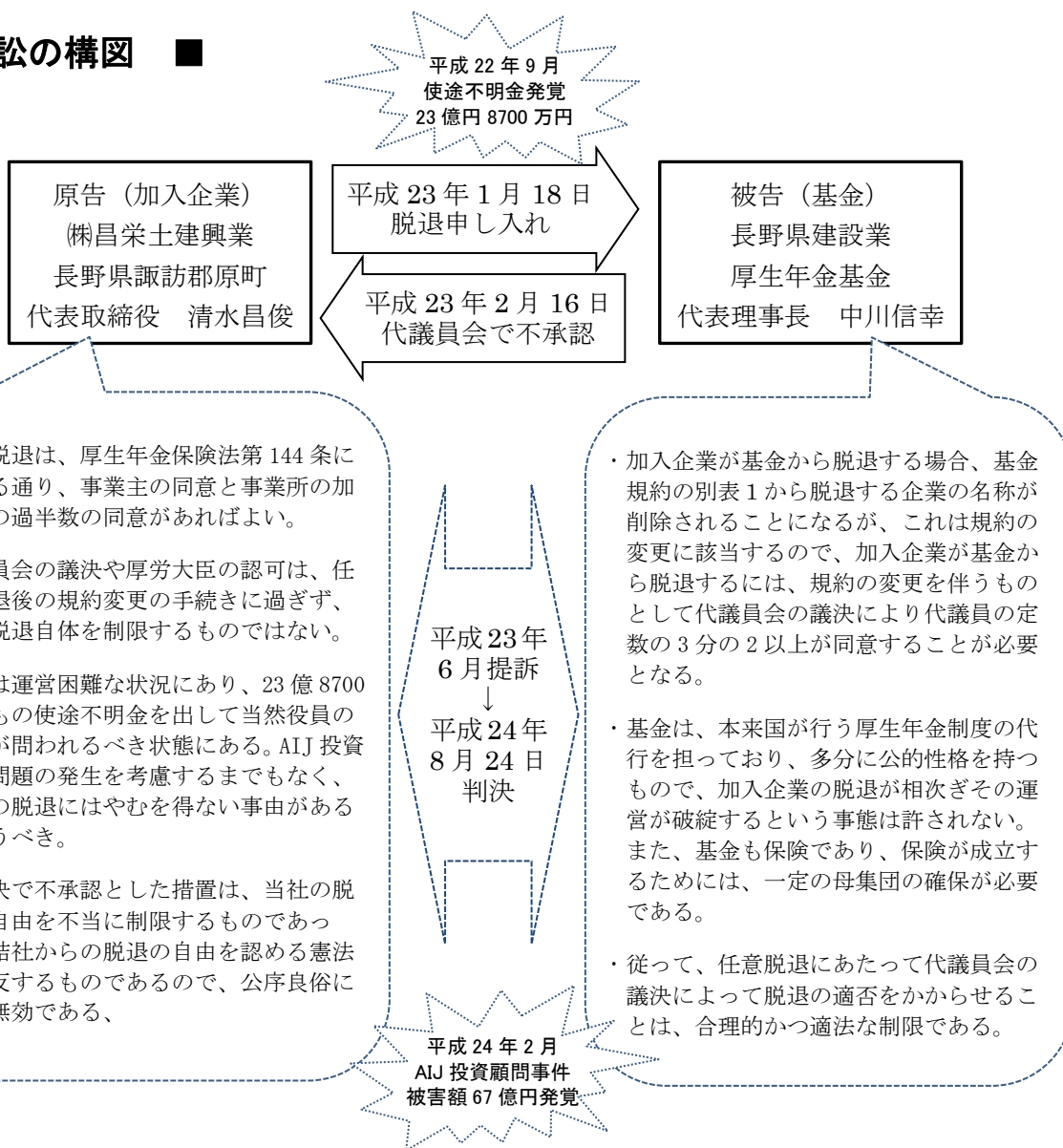


長野県建設業厚生年金基金； 任意脱退を巡る長野地裁の一審判決 内容解説

オーヴァル・リスクマネジメント・サービスズ日本支社
代表 宮原英臣

■ 訴訟の構図 ■



判決主文

- 昌栄土建興業が平成 23 年 1 月 18 日をもって基金の設立事業所でないことを確認する。
- 基金は、同社のために基金規約別表 1 から社名、所在地を削除した上で、厚生労働大臣に対し所定の手続きをせよ。
- 訴訟費用は、基金の負担とする。

■裁判所の判断■

1. 設立事業所が脱退する場合について、厚生年金保険法 144 条 1 項において当該事業所の事業主及び当該事業所における被保険者の同意が要件とされているほか、厚生年金保険法及び基金の規約では直接的に定めた規定がない。
そこで、設立事業所が基金を脱退するにあたって代議員会の議決を経る必要があるかを判断する前提として、次の諸点を検討する。
 - (1) 設立事業所の名称及び所在地が記載されている規約別表第 1 から、脱退する事業所を削除することは、規約の変更に該当するののか。
→規約の変更に該当する。
 - (2) 基金を脱退するにあたって、代議員会の議決又は承認を得る必要があるか。
→基金から設立事業所が任意に脱退することを常に制限する合理的理由は存在しない。
少なくとも、「やむを得ない事由」がある場合には、基金からの任意脱退を制限することは許されず、任意脱退自体には代議員会の議決又は承認は不要である。
 - ・ 規約変更の議事については代議員会の議決が必要とされ、代議員の 3 分の 2 以上の承認が必要と解釈できる。
しかし、基金は設立自体が任意で行われるもので、原則として基金を構成する設立事業所には脱退の自由が保障されているので、脱退にはいかなる場合でも代議員会の議決または承認が必要ということになると、設立事業所が任意で脱退することが著しく困難になる。
そこで、代議員会の議決を要すると規定することにより脱退の自由を制限することは許されるのか、について検討する。
 - ・ 基金は代行部分の支給の役割もあるので公的性格を併せ持ち、また基金の目的は加入員の生活の安定と向上にあるから、基金の存続を図るために設立事業所の脱退に一定の制限をすること自体には合理性がある。しかし、代行部分の支給については、あくまで基金が存在するから代行するもので、老齢厚生年金の支給自体について基金の存続を前提としているものではない。そして脱退する事業所に所属する加入員の代行部分は、企業年金連合会に引き継がれるので、老齢厚生年金の支給という公的側面からすると、必ずしも基金の存続は必須ではない。
 - (3) 基金を脱退するにあたって、厚生労働大臣の認可が必要であるか。
→「やむを得ない事由」がある場合には、当該設立事業所の名称及び所在地を削除したことを厚生労働大臣に届け出れば足りる。
代行部分の支給という公的性格については、基金の存続は必須のものではない以上、やはり「やむを得ない事由」がある場合にも認可を必要であると解することは、設立事業所の脱退の自由を著しく制限するものであり相当ではない。
2. 脱退についての「やむを得ない事由」とは、基本的には原告の主観的事情による。
基金事業の不振や他の構成員の不誠実など、基金についての事情もこれに当たり、基金との信頼関係の破壊が重要な要素となる。
 - ・ 今回、昌栄土建興業は基金を脱退する事由として、①近年基金の資産運用による財政赤字が増加しており、また、②平成 22 年には、基金において 23 億円を超える使途不明金が発覚していることから、基金としての将来に全く期待ができなくなったことを挙げているが、

事件によって 23 億 8700 万円の使途不明金を出し、事務長が行方をくらまし、指名手配されているなど、基金の運営方法について重大な疑義があり、基金の存続が危ぶまれている状況にあるといわざるを得ない。そうすると、もはや企業が基金に対して信を置くことができないと判断したのも無理はない状態にあり、脱退するについて「やむを得ない事由」があるというべきである。

- ・ なお、一括徴収手続を定めることにより、設立事業所の脱退によって直ちに基金の運営が困難にならないようにしていることからすれば、一括徴収手続（基金においては特別掛金の納付）が行われることは、基金から設立事業所が脱退することの要件であり、一括徴収手続が履行されることによって、脱退の効力が脱退の意思表示の時点に溯って生ずる。

3. 以上によれば、昌栄土建興業が基金に対して同社代表者の同意及び同社に使用される被保険者の全員の同意を沿えて脱退の申出を行い、特別掛金の納付について履行の提供を行ったことにより、同社は基金を脱退しており、基金は同社の名称等の記載を規約別表第 1 から削除して厚生労働大臣に届け出る必要がある。よって同社の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

■判決の法的正当性・評価と控訴審の観測■

当社に於いても、過去に 2 件の類似事件を提訴し、そのいずれでも被告（基金）側が任意脱退を許容することで和解に至ったので、結果的には判決には至らなかった。

今回の長野地裁の一審判決内容は、原告（加入企業）側の主張を全面的に認める内容であるが、非常に適切な判決であると評価してよい。特に、企業が任意で設立した団体である厚生年金基金は、憲法に定める結社の自由と脱退の自由が保障されるべきであることは明白である。また、国の厚生年金保険の一部を代行していることから、公的性格を有するという主張も、「老齢厚生年金の支給自体は基金の存続を前提としているものではなく、必ずしも基金の存続は必須ではない」とされて退けられた。

これは、厚生年金基金制度自体は本来的には私的年金制度である企業年金制度であり、そこに公的年金の一部を代行させているだけに過ぎず、代行制度が先にあるものではないことを、法的解釈においても明確に裏付けたといえよう。

世界にも類を見ない公私混在型の厚生年金基金制度について、基金本体とそれを構成する企業に対して、その自由と責任、権利と義務を明確にするための法的根拠を示した画期的な判決であり、今後の厚生年金基金制度そのものの在り方についても大きな影響を及ぼす判決になるであろう。

その後、被告（長野県建設業厚生年金基金）は控訴手続きをとり、舞台を東京高裁に移して、11 月には控訴審が始まる見込みである。その際に、長野県建設業厚生年金基金は、厚生労働省に対して「訴訟告知」（*注）手続きを取った。

本稿執筆の時点で厚生労働省が訴訟参加するかどうかは不明だが、厚生労働省が民事訴訟に参加する可能性は低いと思われる。

厚生年金基金からの任意脱退を巡る争いは、以前から各地でも起きている。当社が関与したある事案では、**地方厚生局を通じて厚生労働省の法令解釈を確認**した例があった。その

際の厚生労働省のスタンスは、制度を管轄する監督官庁としては、関連法令の解釈を行うまでであり、任意脱退の是非を判定する立場にはない、というものであった。

その事案において、脱退事業所からの照会に応じる形で、いわゆる任意脱退、法令上の正確な表現では“**設立事業所の減少**”に関し厚生労働省が文書確認した法令解釈の内容は次の通りであった。

- (ア) いわゆる任意脱退とは、法令上では「設立事業所の減少」であるが、**設立事業所の減少に必要な要件は、厚生年金保険法第百四十四条（設立事業所の増減）第一項、第三項、第五項**で規定されている通りである。つまり、設立事業所の減少の必要條件は、①事業主の申し出、②事業所の被保険者（加入員）の過半数の同意、③設立事業所減少後の基金加入員数、だけである。（つまり、設立事業所の減少には代議員会の議決という作業は必要ない、ということ。筆者注釈）
- (イ) 設立事業所は厚生年金保険法第百四十四条の定める規定を満たせば、事業所は減少する。**事業所が減少したことによって派生する規約変更（事業所名の削除）の手続には、厚生年金保険法第百十五条及び第百十八条**に定める通り、**代議員会の3分の2以上の多数による議決が必要**である。
- (ウ) 事業所が減少したにも関わらず、何らかの理由で基金が規約別表から減少した**事業所名を削除しなかった場合には、そのような手続きの不作為は不適切である**。

上記の厚生労働省による法令解釈によれば、任意脱退、正しくは**設立事業所の減少は、法144条の必要条件に合致すれば実現しており、それに伴って派生する手続きとしての規約変更には代議員会議決が必要、そして基金はその手続きを行わなければならない**、ということである。

この内容は、長野地裁の一審判決をむしろ裏付ける内容であり、控訴審において仮に厚生労働省が訴訟参加した場合には、逆に被告（基金側）の敗訴も導き出すものと想定される。この点から、今回の訴訟告知に対する厚生労働省の対応が注目される。

(※注 訴訟告知：民事訴訟で、係属中の訴訟の当事者が、その訴訟に利害関係のある第三者に訴訟参加の機会を与えるため、訴訟を起こしていることを通知すること。訴訟告知は、告知人が敗訴した場合に、告知人と被告知人との間では、敗訴の理由となった事実認定や法律判断を争うことができなくなる（参加的効力）という効果を生じる（民事訴訟法53条1項、4項、46条）。)

以上